

II 計画の策定背景

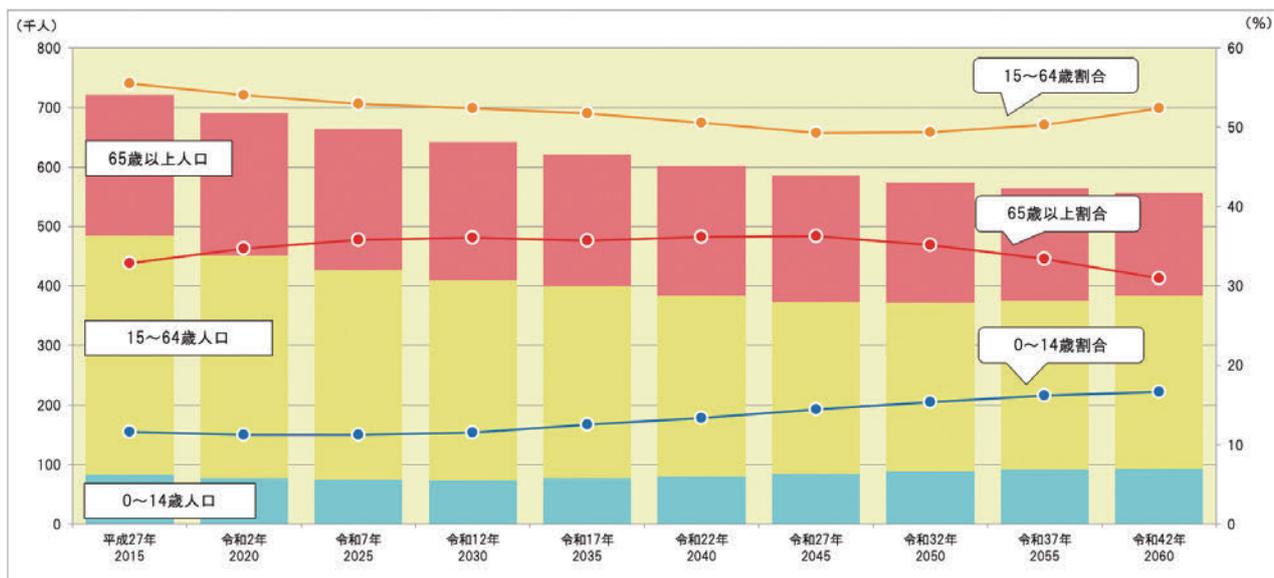
1. 高知県の現状と課題

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

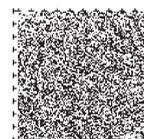
1) 人口の減少

本県では、人口が減少しています。このため、第2期高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく自然減の縮小や社会増に向けた一連の対策を講ずることにより、55.7万人の実現を目指しています。

<高知県の人口の見通し>



「第2期高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」をもとに作成



2) 出生数の推移

本県の出生数は減少しており、人口構成から見ても当面の間は出生数の減少は避けられない状況となっています。

一方、合計特殊出生率は、平成21年に1.29と過去最低を記録した後、全体としては回復基調にあり、この間の伸び率は全国を上回る状況となっています。

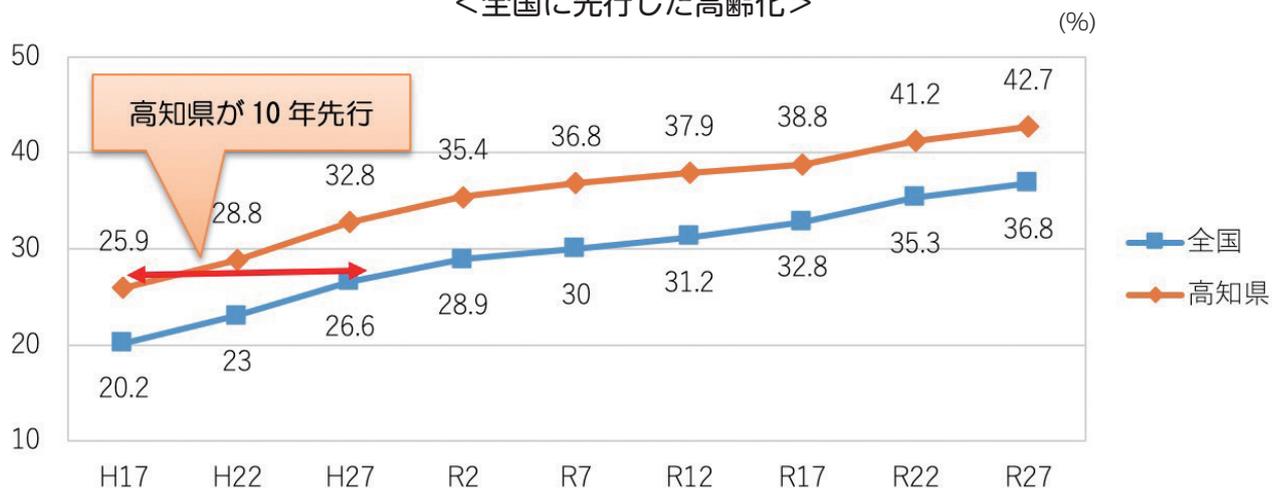
＜出生数と合計特殊出生率の推移＞



3) 全国に先行した高齢化

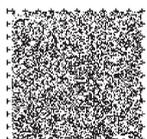
本県では、全国に10年先行して高齢化が進んでいます。

＜全国に先行した高齢化＞



出典：H17～H27 国勢調査結果「高知県、総務省」

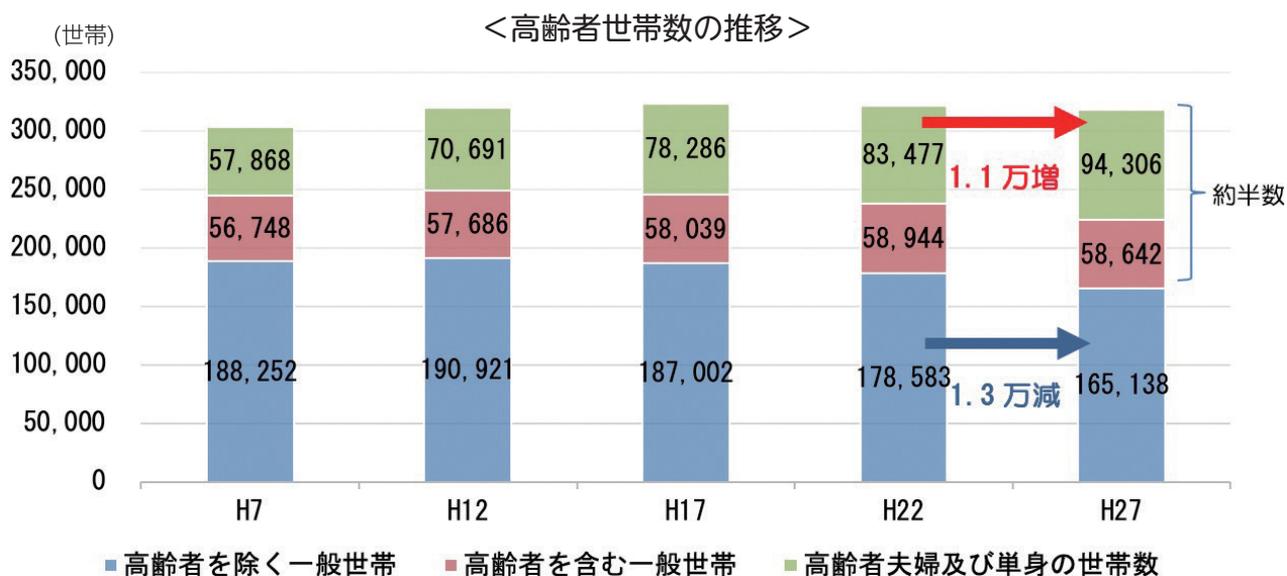
R2以降 日本の都道府県別将来推計人口H30年推計「国立社会保障・人口問題研究所」



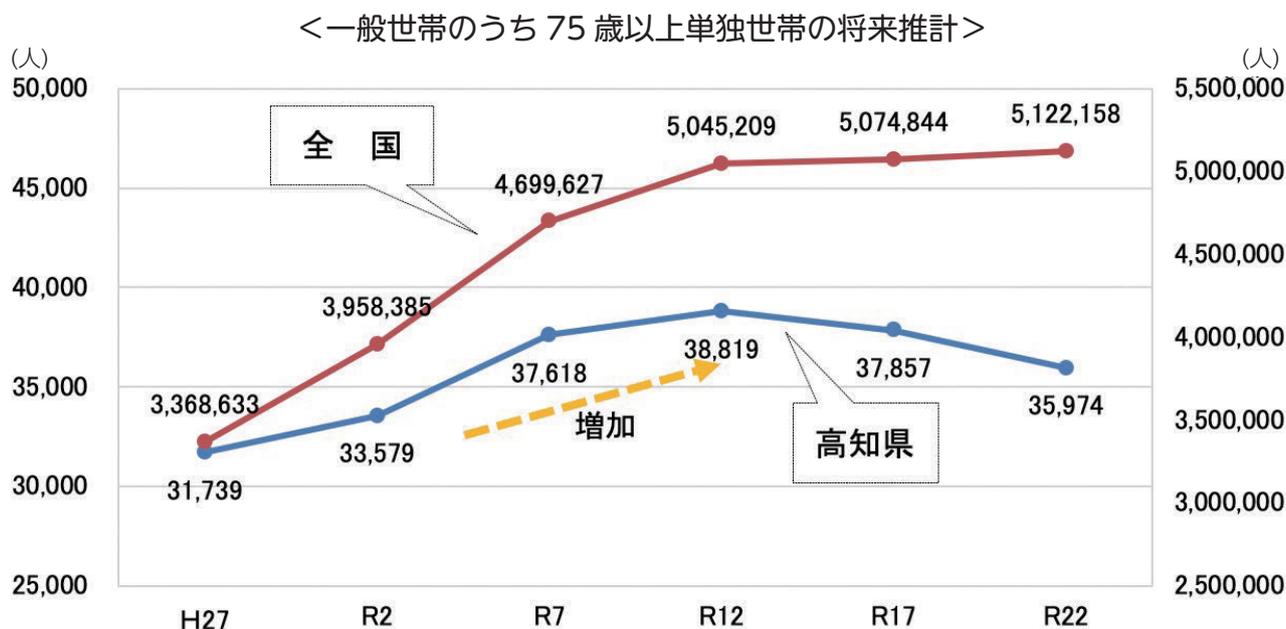
(2) 高齢化に伴う諸課題

1) 高齢者のみの世帯数の増加

平成22年と平成27年の世帯数を比較すると、高齢者を除く一般世帯が約1.3万世帯減少する一方、高齢者夫婦世帯⁶及び高齢者単身世帯は約1.1万世帯増加し、高齢者がいる世帯は全世界帯数（約31.8万世帯）の約半数を占めています。特に、高齢者のみの単身世帯は年々増加しており、今後10年間程度は、75歳以上の一人暮らしの増加が見込まれています。

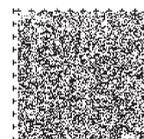


出典：総務省「国勢調査」



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（2019年推計）

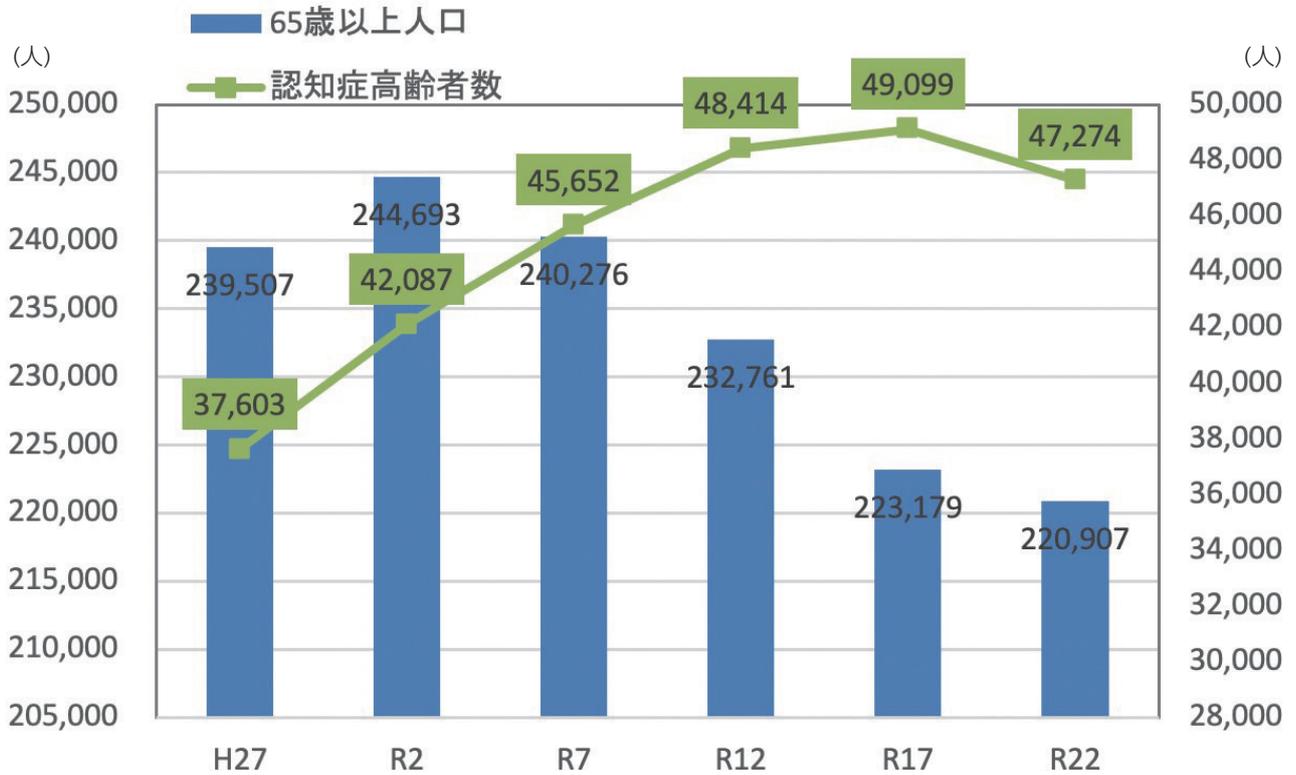
⁶ 高齢者夫婦世帯：夫が65歳以上、妻が65歳以上の夫婦のみの世帯。



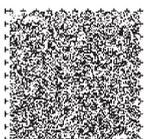
2) 認知症高齢者の増加

認知症高齢者は今後も増加を続け、令和7年には65歳以上人口のうち5人に1人が認知症になり、令和17年にピークとなることが見込まれています。

<認知症高齢者数の状況（推計）>



「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」
 (平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業)を基に推計



(3) 貧困や虐待などへの対応

1) 生活の困窮の状況

本県における平成29年現在の保護率は全国平均（16.8%〔パ-ミル〕）の約1.6倍、小・中学校において就学援助を受けている児童生徒は4人に1人に達しており、厳しい現状です。生活保護の相談者の多くは、経済的困窮などの生活の困りごとを抱えていることから、保護の要件を満たさないなどの理由で保護受給に至らない人についても支援が必要と考えられます。

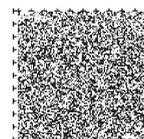
<生活保護世帯数等の推移>

	H10年度	H15年度	H20年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
被保護世帯数	9,067	11,474	13,016	15,665	15,553	15,427	15,287	15,040	14,889
うち母子世帯数	546	743	803	918	882	833	771	638	600
被保護世帯数に占める割合	6.0%	6.5%	6.2%	5.9%	5.7%	5.4%	5.0%	4.2%	4.0%
保護率	15.1‰	19.0‰	22.2‰	28.4‰	28.2‰	28.0‰	27.8‰	27.3‰	26.9‰
被保護世帯の子どもの人数(0~19歳)	1,570	2,097	2,267	2,688	2,548	2,423	2,273	2,060	1,855
全世帯の子どもの人数(0~19歳)に占める割合	0.9%	1.4%	1.7%	2.2%	2.1%	2.0%	2.0%	1.8%	1.7%
全世帯の子どもの人数(0~19歳)	166,290	150,288	134,123	122,813	120,493	118,403	115,902	113,659	111,441

<平成28年度要保護及び準要保護児童生徒数・平成29年度就学援助実施状況>

	要保護及び準要保護児童生徒数			公立小中学校児童生徒数	就学援助率		
	要保護児童生徒数	準要保護児童生徒数	計		要保護児童生徒	準要保護児童生徒	計
高知県	人 1,118	人 11,245	人 12,363	人 48,259	% 2.32	% 23.30	% 25.62
全国	129,319	1,302,699	1,432,018	9,524,553	1.36	13.68	15.04

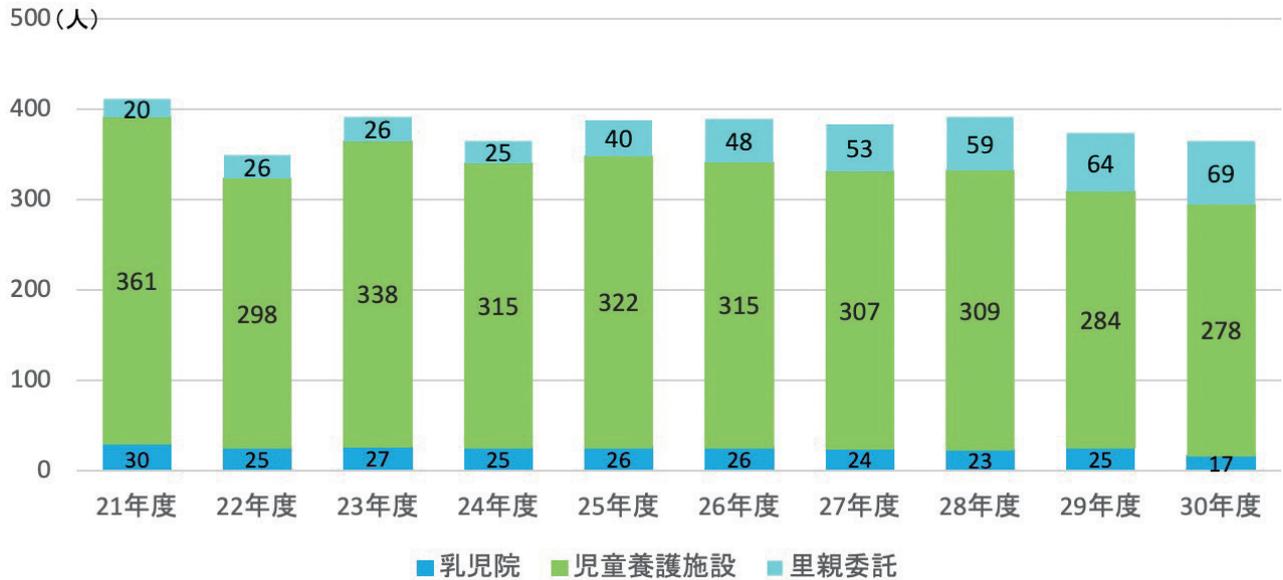
出典：文部科学省 就学援助実施状況等調査結果(平成29年度調査)



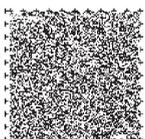
2) 社会的養育を必要とする子どもたちの状況

保護者による適切な養育が受けられない子どもたちについては、児童養護施設等で社会的養育を行っており、本県では400人近くの子どもたちが生活をしています。

＜児童養護施設等入所児童及び里親委託児童数の推移＞



出典：福祉行政報告例

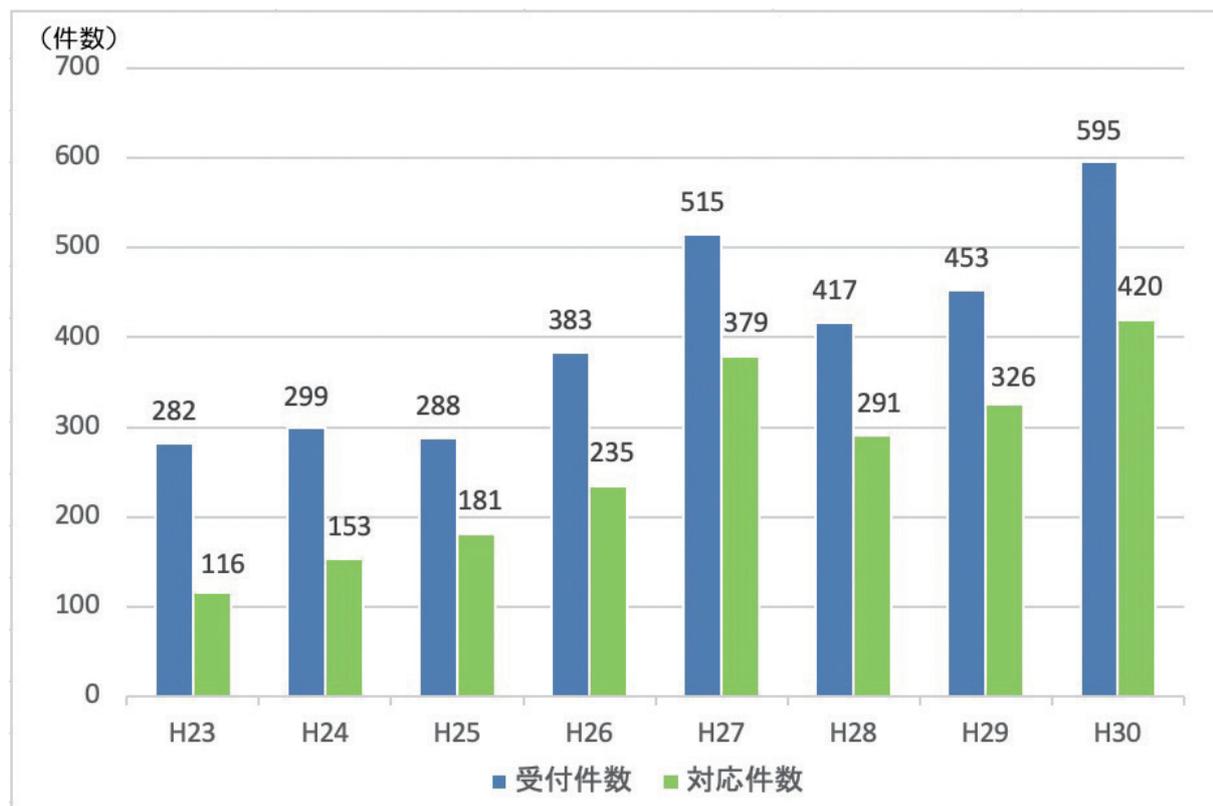


3) 虐待事案の状況

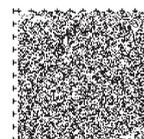
① 児童虐待の状況

本県の児童相談所⁷が受け付けた虐待の通告・相談件数のうち児童虐待と認定し対応した件数は、統計を取り始めて以来平成30年度に過去最多となり、依然として深刻な状況にあります。

＜児童虐待相談受付件数と相談対応件数の推移＞



⁷ 児童相談所：児童福祉法第12条に基づき、各都道府県に設けられた18歳未満の児童に関するあらゆる相談に応じることを目的とする第一線の機関。

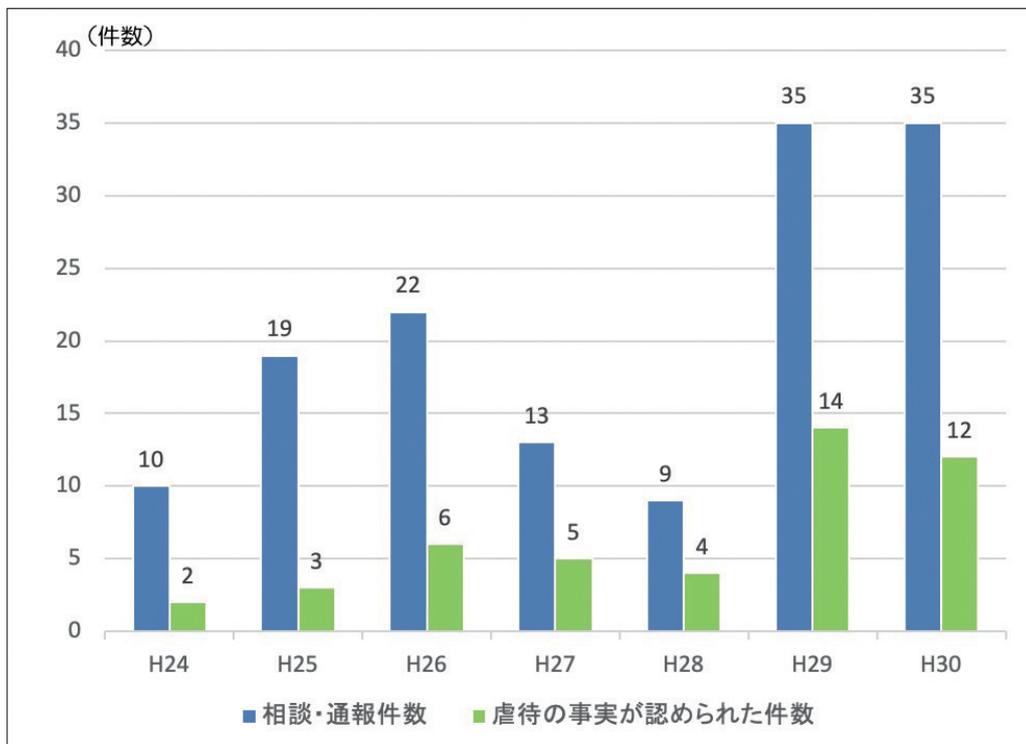


②高齢者虐待の状況

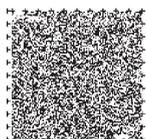
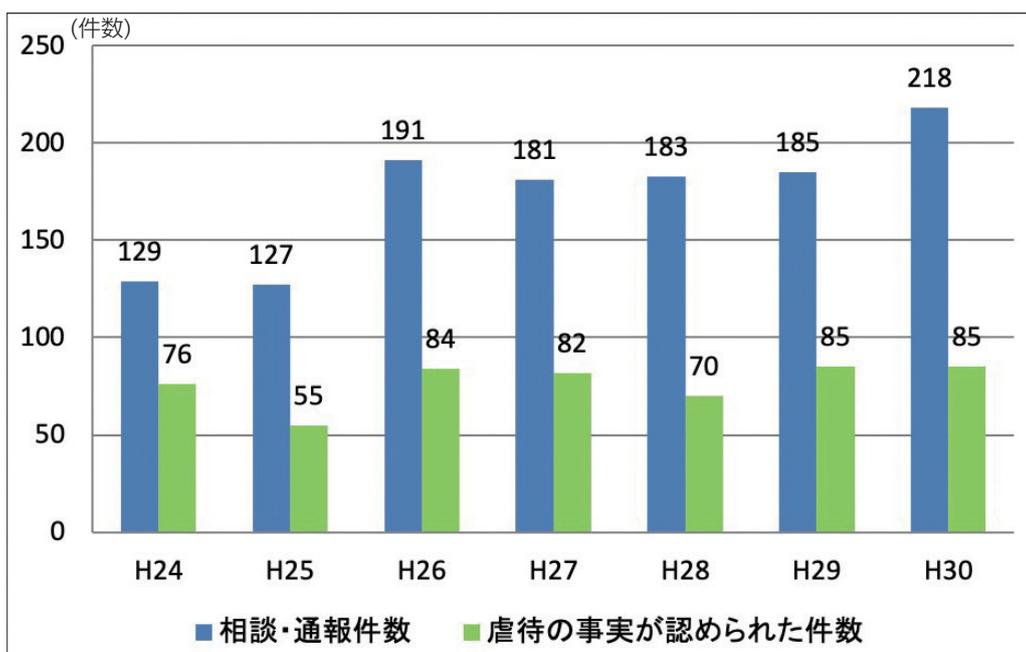
養介護施設従事者等及び養護者による虐待ともに相談・通報件数が増加傾向にあります。

<相談・通報件数と虐待の事実が認められた件数の推移>

【養介護施設従事者等による虐待】



【養護者による虐待】

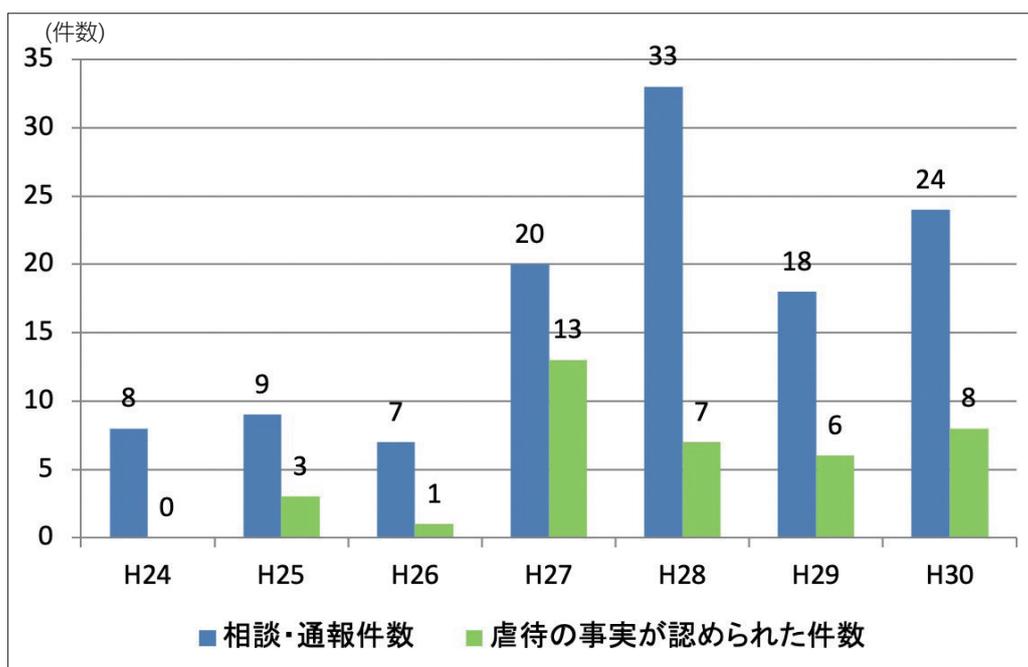


③障害者虐待の状況

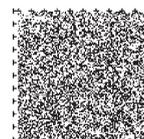
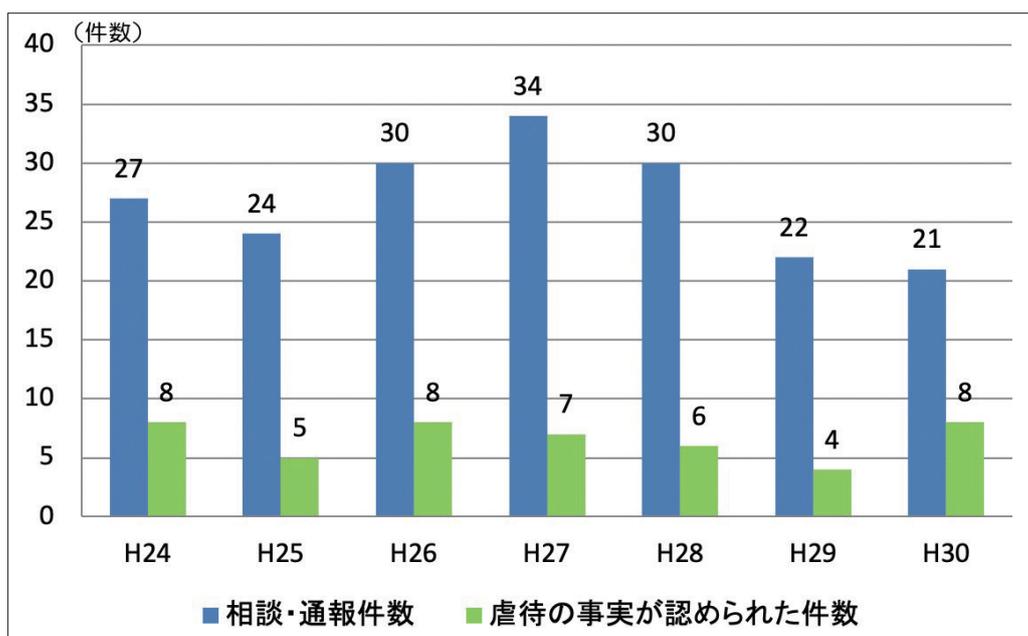
養護者による虐待は、相談・通報件数ともに横ばい傾向にありますが、障害者福祉施設従事者等による虐待は平成27年度以降相談・通報件数が増加しています。

＜相談・通報件数と虐待の事実が認められた件数の推移＞

【障害者福祉施設従事者等による虐待】

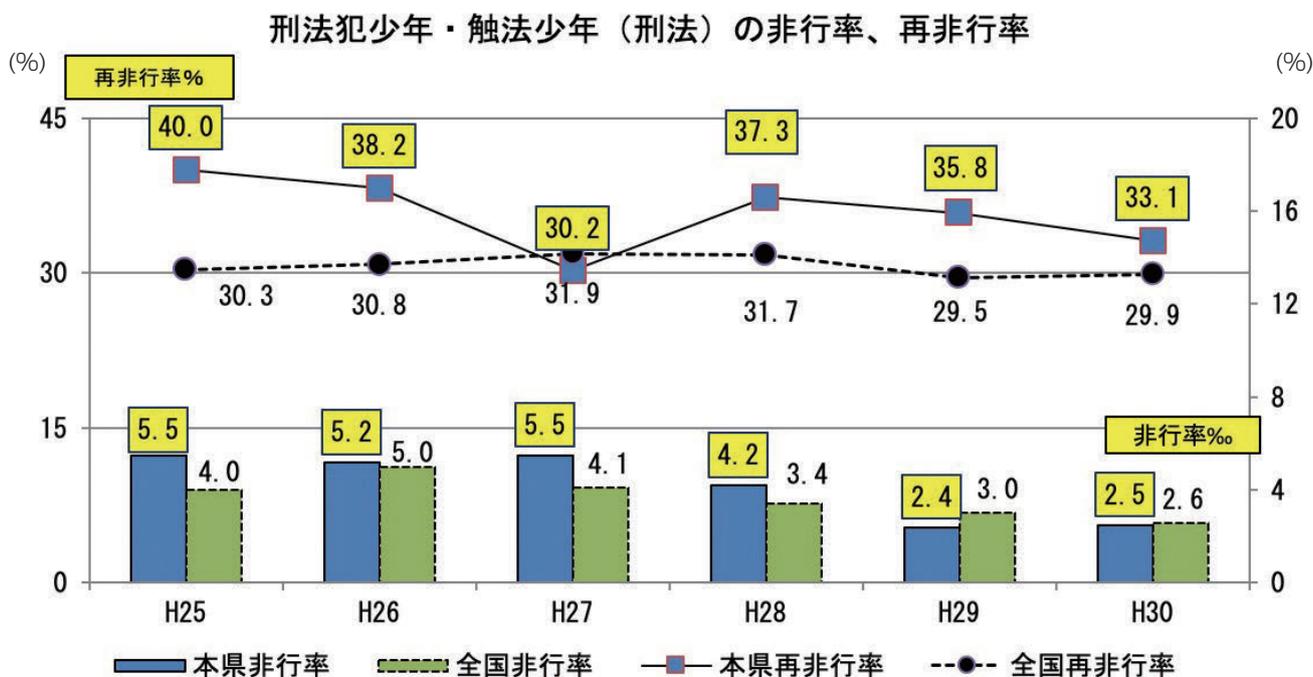


【養護者による虐待】



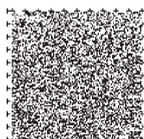
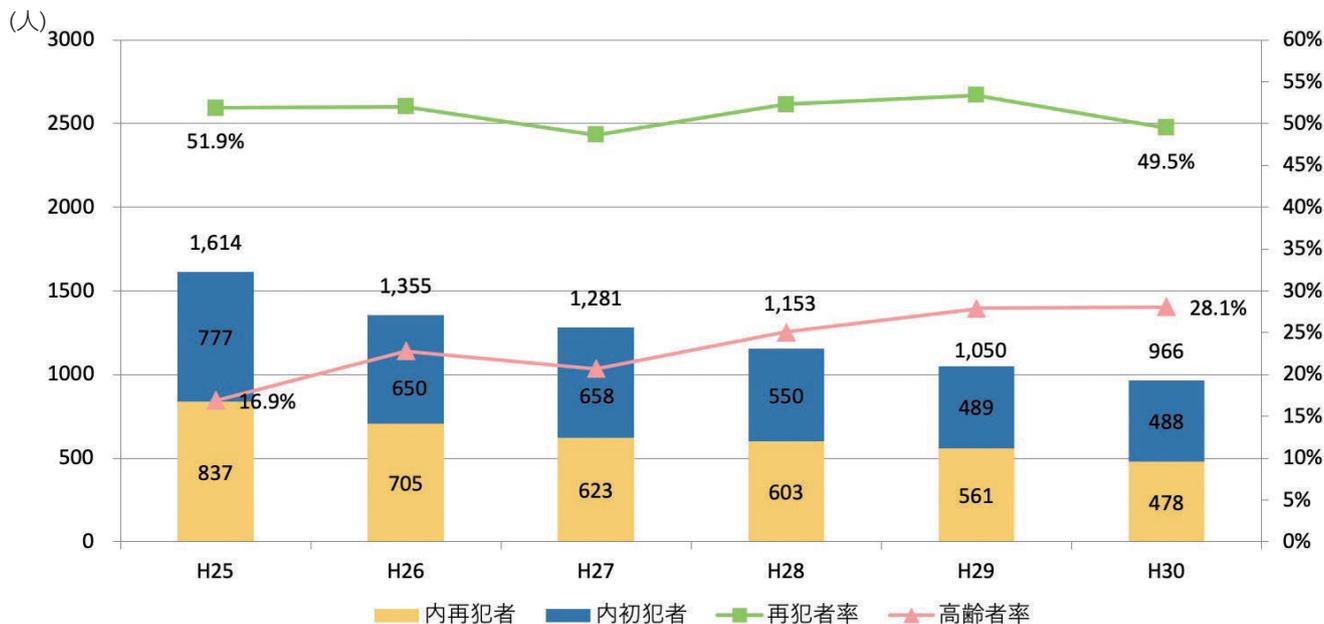
4) 少年非行の状況

平成30年における少年千人当たりの刑法犯少年の割合（非行率）は2.5%であり、平成29年以降、全国を下回る水準で推移しています。再非行率は33.1%であり、少年非行の状況を示す指数が改善されつつあるなか、全国平均を上回るなどの課題が残っています。



5) 刑法犯検挙者と再犯者等の状況

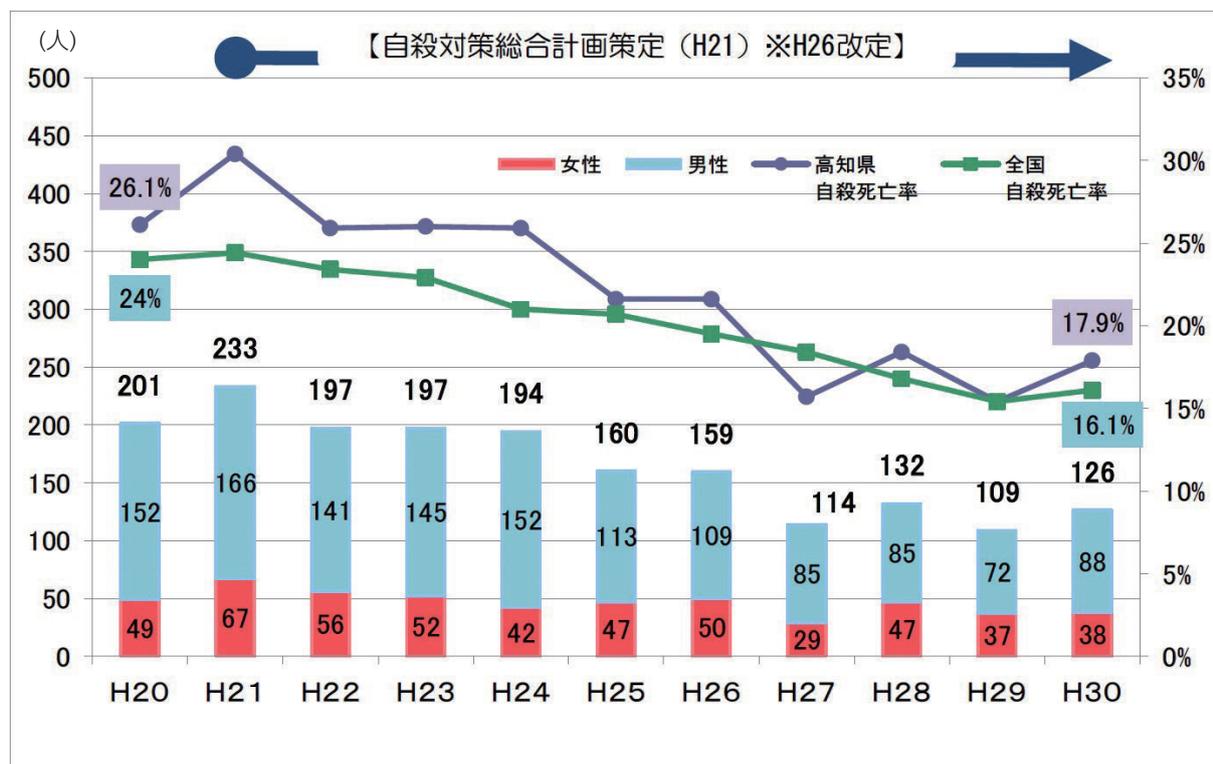
検挙人数は減少傾向にあるものの、平成30年における再犯者率は49.5%となっており、また、刑法犯検挙者966人のうち高齢者数は271人（28.1%）です。



6) 自殺者数の状況

自殺者数は、平成22年から200人を下回り減少傾向にあります。人口10万人当たりの自殺死亡率は、全国平均より高い状況が続いています。

<自殺者数の推移>



(参考：自殺者の原因・動機別の状況)

○自殺の原因・動機別では、「健康問題」が最も多く、次いで「経済・生活」

7) ひきこもりの状況

内閣府が平成27年度に実施した「若者の生活に関する調査」及び平成30年度に実施した「生活状況に関する調査」の結果を合わせると、広義のひきこもり群⁸は全国で約115万人と推計されています。この結果を高知県の人口に単純に当てはめて計算すると、高知県におけるひきこもりの人は約6,000人と推計されます。

一方、県内の市町村における実態把握の状況は、26市町村が「把握している」「ある程度実態を把握している」と回答しており、把握しているひきこもり状態にある人の合計は435人となっています。

⁸ 広義のひきこもり群：趣味の用事のときだけ外出する、近所のコンビニなどには出かける、自室からは出るが家から出ないまたは自室からほとんど出ない人で、6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態にある人(身体的病気のある人、専業主婦、妊婦・出産もしくは介護のために家にいる人及び自営業者等を除く。)

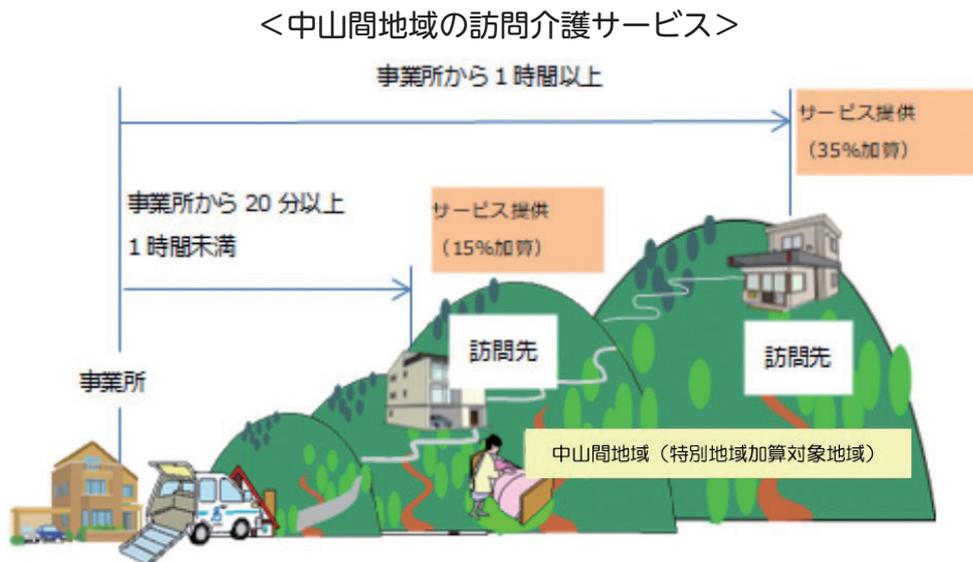


(4) 制度サービスが行き届きにくい地域への対応

1) 介護サービス

都市部と中山間地域では、利用者数に大きな差があります。このため、民間の参入が進まないなどの理由により、必要なサービス提供ができていないなどの課題があります。

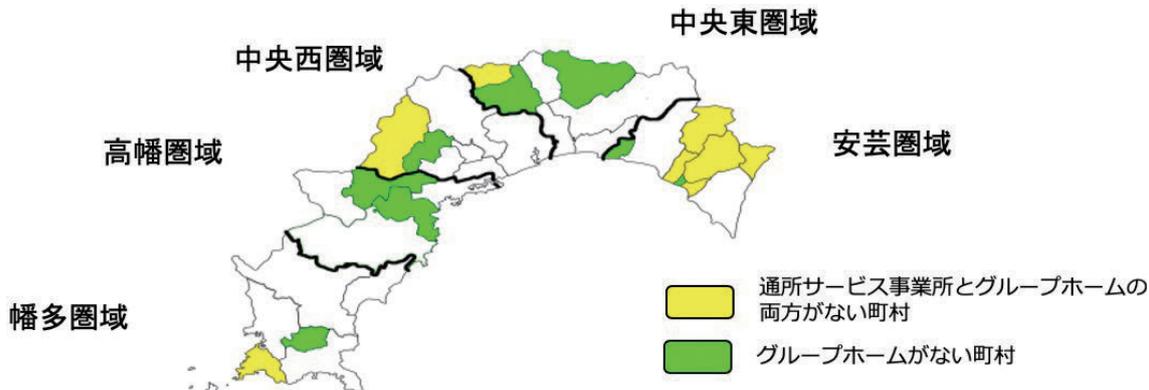
県では、事業所から遠隔地の地域等の利用者に対する訪問介護や通所介護等のサービス提供に対し、介護報酬の上乗せ補助を実施することにより事業所を支援しています。



2) 障害福祉サービス

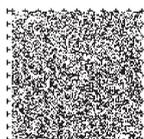
自宅やグループホーム等で生活する障害のある人が増加するに伴い、訪問系サービスの利用の増加が見込まれます。高知市及びその周辺部を中心に通所サービスやグループホーム等の整備が進んできましたが、事業所の参入が進みにくい中山間地域においては、居宅サービスを提供した事業者を支援するとともに、介護保険施設・事業所に「共生型サービス⁹」を含めた障害福祉サービスの参入促進などに取り組みます。

＜障害保健福祉圏域ごとのサービスの整備状況＞



(令和元年12月1日現在)

⁹ 共生型サービス:介護保険又は障害福祉のいずれかの居宅サービス(デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ)の指定を受けている事業所が、もう一方の制度における居宅サービスの指定も受けやすくする特例を設けたもの。



3) 保育サービス

本県は、共働き世帯の割合が高く、働きながら子育てできる環境づくりが必要です。

子ども・子育て支援新制度（※令和2年度から、第2期高知県子ども・子育て支援事業支援計画に基づく取り組みがスタート）において、市町村が定めた子ども・子育て支援事業計画に沿って、幼児期の学校教育・保育の充実や、地域における子ども・子育て支援（延長保育や一時預かり、病児保育などの保育サービス）に取り組んでいます。

①子育て世帯の状況

平成27年の6歳未満の子どものいる世帯は、全体の7.2%で、平成22年に比べて9.2%減少しています。

また、平成27年の6歳未満の子どものいる世帯の中での核家族の割合は、87.0%と高く、核家族化が進行しています。

<高知県の子どものいる世帯数>

単位：世帯%

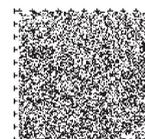
	平成17年		平成22年		H17→22 伸び率	平成27年		H17→22 伸び率
	実数	構成比	実数	構成比		実数	構成比	
一般世帯数	323,327	100%	321,004	100%	△0.7%	318,086	100%	△0.9%
6歳未満の子どもの いる世帯	28,739	8.9% (100%)	25,374	7.9% (100%)	△11.7%	23,049	7.2% (100%)	△9.2%
核家族世帯	23,937	7.4% (83.3%)	21,497	6.7% (84.7%)	△10.2%	20,057	6.3% (87%)	△6.7%
その他の世帯	4,802	1.5% (16.7%)	3,877	1.2% (15.3%)	△19.3%	2,992	0.9% (13%)	△22.8%

<高知県の共働き世帯の割合>

	夫婦のいる一般世帯数	うち共働き世帯数	
		世帯数	割合
高知県	159,614	77,079	48.3%
全国	28,733,178	13,080,450	45.5%

	夫婦のいる一般世帯のうち 6歳未満の子どものいる世帯数	うち共働き世帯数	
		世帯数	割合
高知県	20,172	12,613	62.5%
全国	4,221,057	2,046,386	48.5%

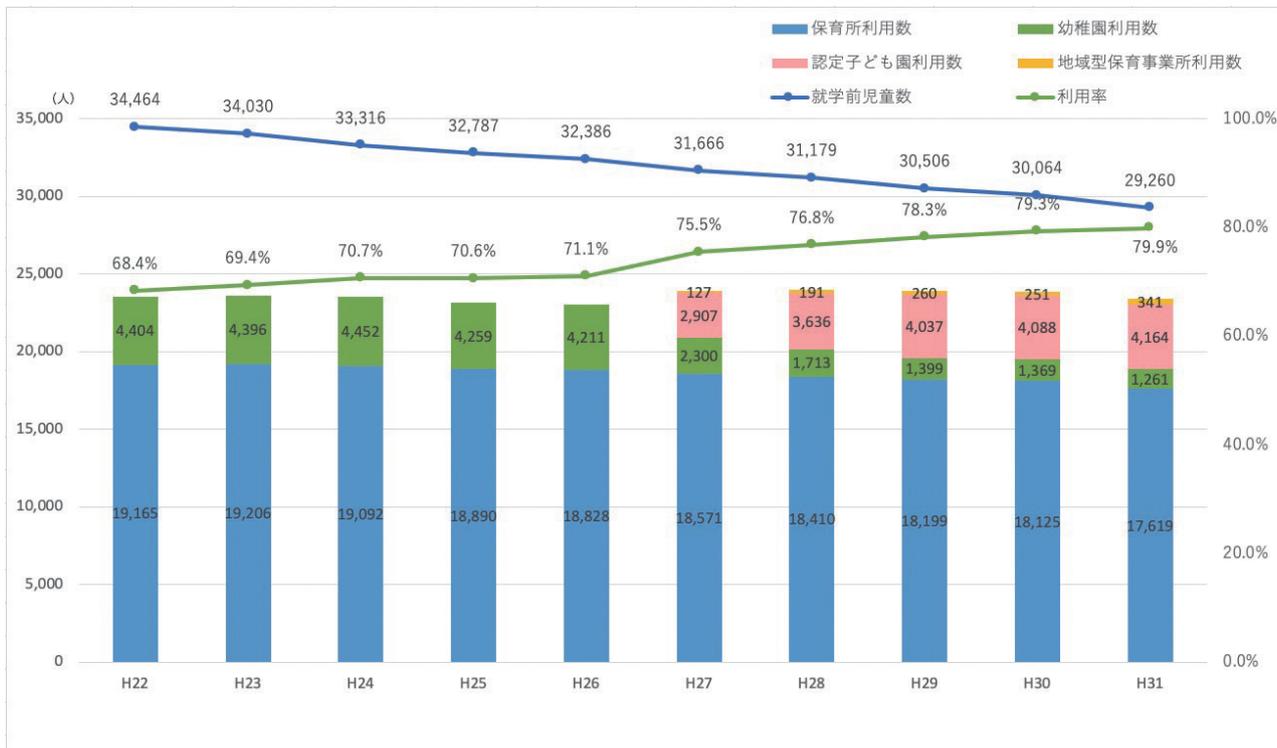
資料：総務省統計局「平成27年度 国勢調査」



② 小学校就学前の児童数と施設等の利用児童数

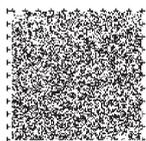
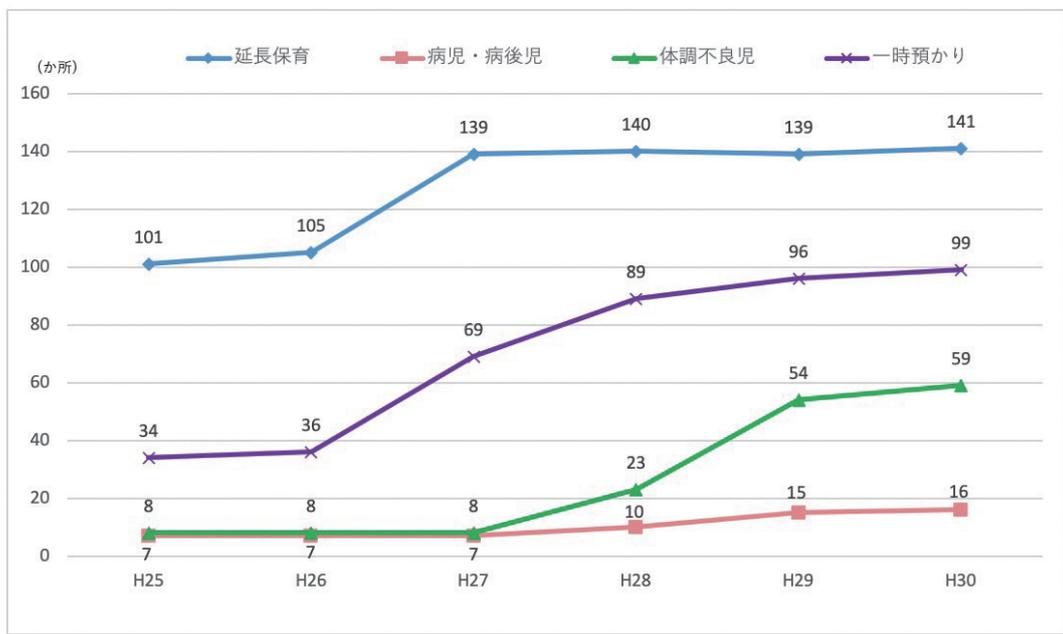
少子化に伴い小学校就学前の子どもの数が減少する一方で、保育所や幼稚園等の施設を利用する子どもの割合は高まっています。

<保育・教育施設の利用状況>



③ 11時間を超える延長保育、病児・病後児保育、一時預かり事業の実施施設数

一時預かり等の子育て支援サービスの実施施設数は少しずつ増加しているものの、病児・病後児保育などは、中山間地域においてもニーズはあるものの、実際の利用者の規模が小さいために市町村単独での実施が難しく、広域的な事業の実施も検討する必要があります。



<参考>

■子育て世代包括支援センター（母子保健型）¹⁰の設置数

妊娠・出産・子育ての総合相談窓口である市町村の子育て世代包括支援センターは、妊産婦や子育て家庭の育児不安への対応や虐待の予防など、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行っており、平成27年度から設置が始まり、現在では全市を含む19市町村に設置されています。

年度	H27	H28	H29	H30	R元
設置市町村数	1市	5市町	13市町村	18市町村	19市町村
センター数	1	5	13	18	20

■地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター¹¹）の設置数

核家族化の進行や地域の支え合いの力が弱まるなか、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場である地域子育て支援拠点（国基準を満たさない拠点を含む）は、24市町村1広域連合48箇所に設置されています。

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
市町村	21市町村	21市町村	21市町村	21市町村	21市町村	21市町村	22市町村	23市町村	23市町村 1広域連合	24市町村 1広域連合	24市町村 1広域連合
箇所数	38	37	39	41	42	43	44	45	48	52	48

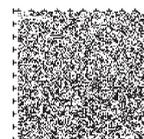
4) 小規模多機能支援拠点

中山間地域を数多く抱える本県においては、採算性の面などから、こうした介護や障害福祉、さらには子育て世帯の多様なニーズに応える子育て支援などのサービス提供事業所等が参入しにくいことなどもあり、サービスを必要とする人に十分なサービスが提供されにくいといった課題があります。

こうした課題に対応するため、「あったかふれあいセンター」などを活用した本県独自の取り組みを進めていますが、今後とも、誰もが住み慣れた地域で健やかに心豊かに安心して暮らせる地域づくりを進めていくためには、取り組みのさらなる強化が必要です。

¹⁰ 子育て世代包括支援センター(母子保健型):妊娠期から出産・子育て期への切れ目のない支援をしていくために、保健師等母子保健コーディネーターを配置し、妊娠・出産・子育てすべての相談に対応する総合的な支援拠点。平成29年4月、母子保健法の施行により、市町村設置を努力義務化。(法律名称「母子健康包括支援センター」)

¹¹ 地域子育て支援センター:乳幼児及びその保護者が、相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。



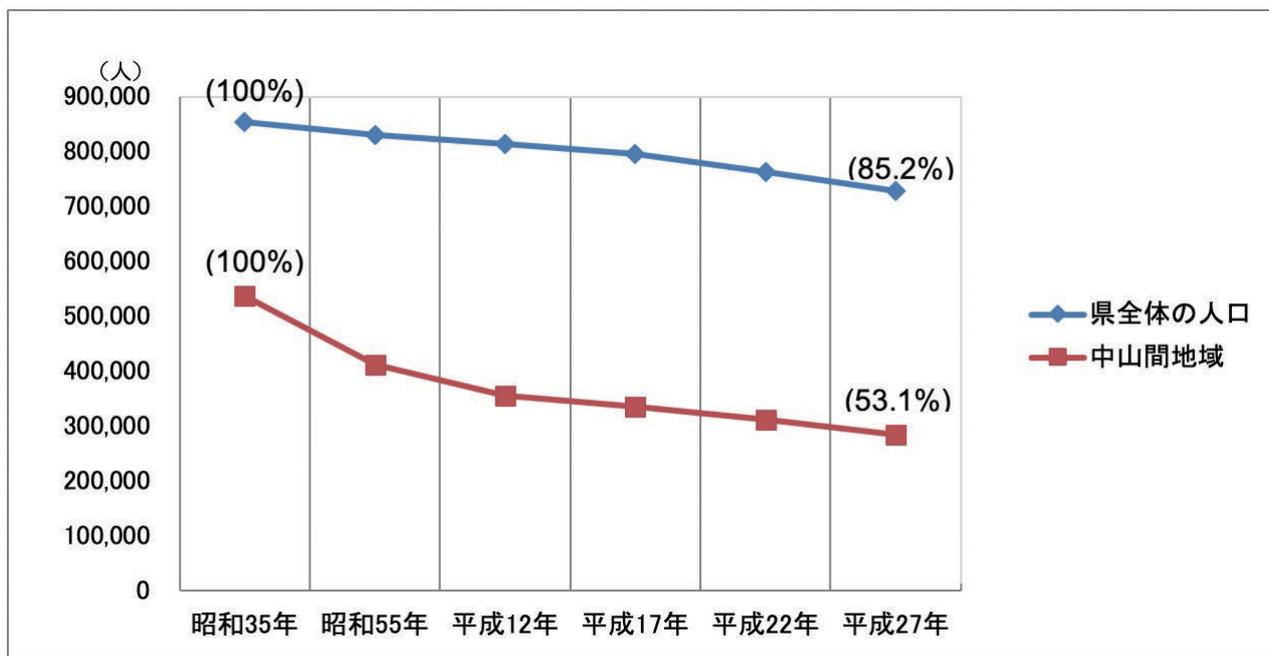
(5) 中山間地域の過疎化の現状と暮らしの確保

本県では、山間地など地理的条件が厳しく、諸条件が不利な地域を対象にした地域振興に関する5つの法律（過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律）により指定された地域を中山間地域と定義しており、県土に占める面積割合は約93%です。全ての市町村が中山間地域を含む市町村ですが、高知市では旧鏡村と旧土佐山村が対象地域であるなど、いくつかの市町村で対象地域は市町村全域ではなく、一部の地域となっています。

1) 人口減少率

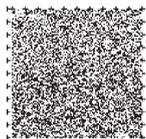
昭和35年を100%として平成27年の人口を比較すると、県全体の減少率が約15%であるのに対して、中山間地域は約47%と大きく減少しています。

<人口減少率>



2) 高い高齢化率（令和元年8月1日高知県推計人口調査）

高齢化率は、県全体では35.1%ですが、中山間地域にある市町村では高齢化率が高い傾向にあり（大豊町58.5%、仁淀川町56.2%、室戸市51.1%、土佐清水市50.7%、東洋町50.3%、三原村49.2%など）今後もその傾向が続く見込みです。



3) 小規模集落の増加

人口減少と高齢化が進み集落が減少していますが、世帯規模別では9世帯以下の小規模集落が増加しています。

<集落数の推移>

	平成22年		平成27年		平成22～27年の増減	
	集落数 (集落)	構成比 (%)	集落数 (集落)	構成比 (%)	集落数 (集落)	構成比の差 (ポイント)
9世帯以下	246	10.4	288	12.2	42	1.8
10～19世帯	405	17.1	406	17.2	1	0.1
20～49世帯	785	33.2	763	32.3	△22	△0.9
50～99世帯	487	20.6	490	20.8	3	0.2
100～299世帯	359	15.2	331	14.0	△28	△1.2
300世帯以上	84	3.6	82	3.5	△2	△0.1
合計	2,366	100.0	2,360	100.0	—	—

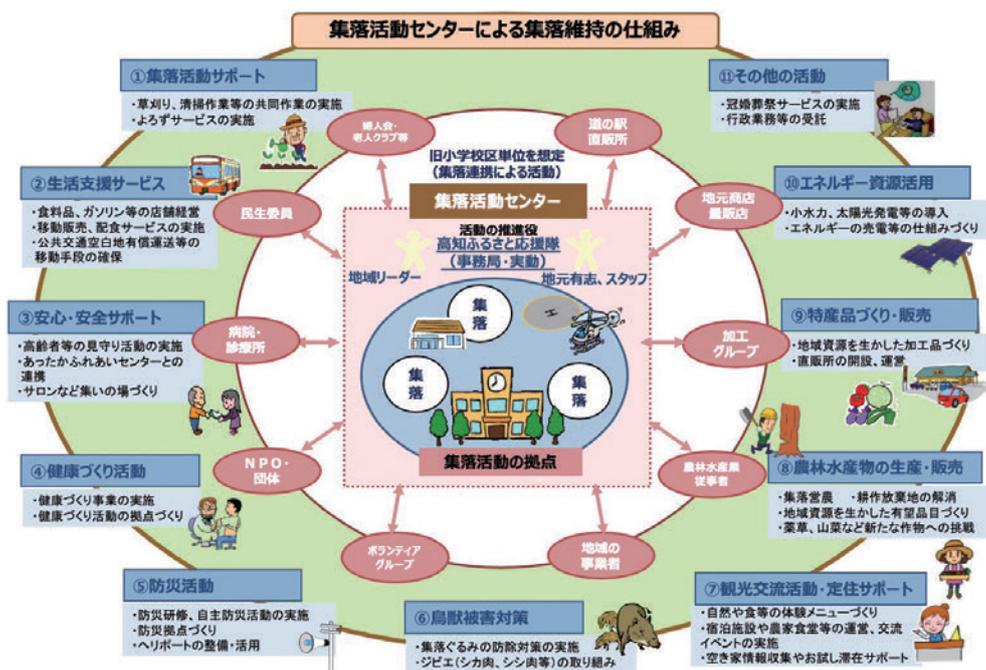
※旧高知市を除く

出典：平成28年度高知県集落調査(集落データ調査)高知県の集落
-平成27年度国勢調査結果からみた集落等の状況 高知県

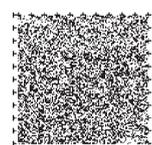
※四捨五入により、構成比の合計が
100.0にならない場合がある。

以上のような現状から、中山間地域では、地域社会の機能が低下しており、生活を維持するうえでの様々な課題を抱えています。県では、集落活動センター¹²による集落維持の仕組みを構築して、地域住民と共に、高齢者の見守り活動や健康づくりなどに取り組んでいます。センターは、これまでに10市17町5村、59箇所を整備されています。

<参考：集落活動センター>



¹² 集落活動センター：地域住民が主体となって、旧小学校や集会所等を拠点に、地域外の人材等を活用しながら、近隣の集落との連携を図り、生活、福祉、産業、防災などの活動について、それぞれの地域の課題やニーズに応じて総合的に地域ぐるみで取り組む仕組みのこと。



(6) 災害時要配慮者対策

過去の大規模災害では、高齢者や障害のある人など配慮が必要な多くの方々が犠牲となりました。南海トラフ地震や豪雨災害に備えるためには、要配慮者に対する対策が急務であり、県では、迅速な避難のための個別計画¹³の作成支援や福祉避難所確保の取り組みなどを進めているところです。

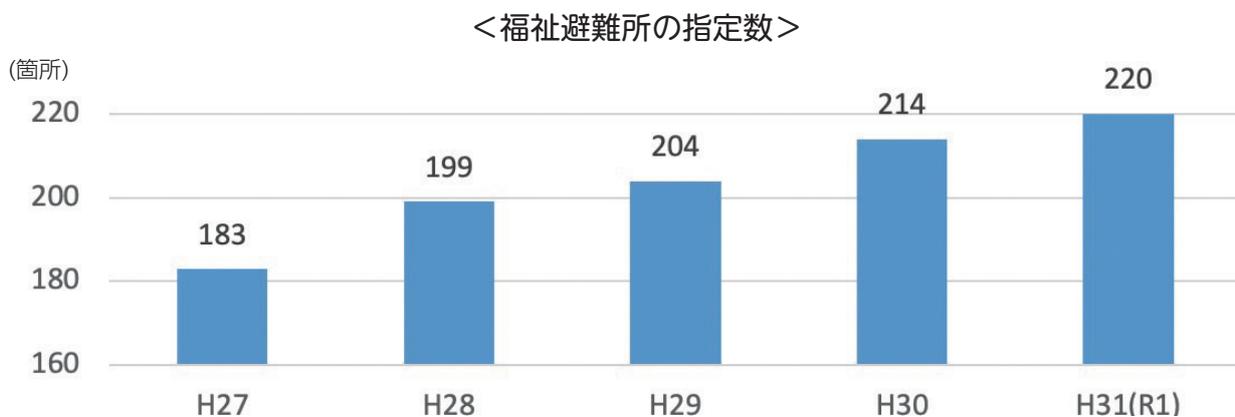
1) 個別計画の作成

南海トラフ地震対策では、平成26年度末までに、県内全ての市町村が避難行動要支援者¹⁴名簿(※1)を作成済みであり、59,780人が登録されています(令和元年9月末時点)。そのうち、個別計画(※2)の作成が完了した人は7,077人(11.8%)に留まっています。



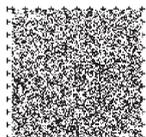
2) 福祉避難所の指定

要配慮者など一般の避難所では生活に支障がある人を対象として「福祉避難所」の指定促進に取り組んできました。福祉避難所の指定状況については、34市町村220施設が指定(令和元年9月末時点)されており着実に増加しています。しかし、避難行動要支援者の総数に比べると、福祉避難所の指定(受入数)は十分とは言えないことから、一般避難所においても福祉的支援が行える受入体制の構築などに取り組む必要があります。



¹³ 個別計画: 避難行動要支援者名簿情報に基づき、個々の避難行動要支援者と具体的な打ち合わせをおこないながら、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難支援を行う者や避難支援の方法、避難する場所等について策定する計画。

¹⁴ 避難行動要支援者: 「要配慮者のうち、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とするもの」とされている。(災害対策基本法第49条の10第1項の規定による)



(※1) 避難行動要支援者名簿：

「地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者名簿について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿」とされているものです。(災害対策基本法第49条の10第1項)

名簿には、「氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由」等を記載又は記録するものとされています。(災害対策基本法第49条の10第2項)

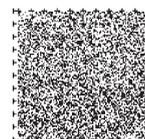
なお、避難行動要支援者の範囲については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月内閣府）」により、以下のとおり例示されています。

○生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方

- ①要介護認定3～5を受けている者
- ②身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- ③療育手帳Aを所持する知的障害者
- ④精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤市の生活支援を受けている難病患者
- ⑥上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

(※2) 個別計画：

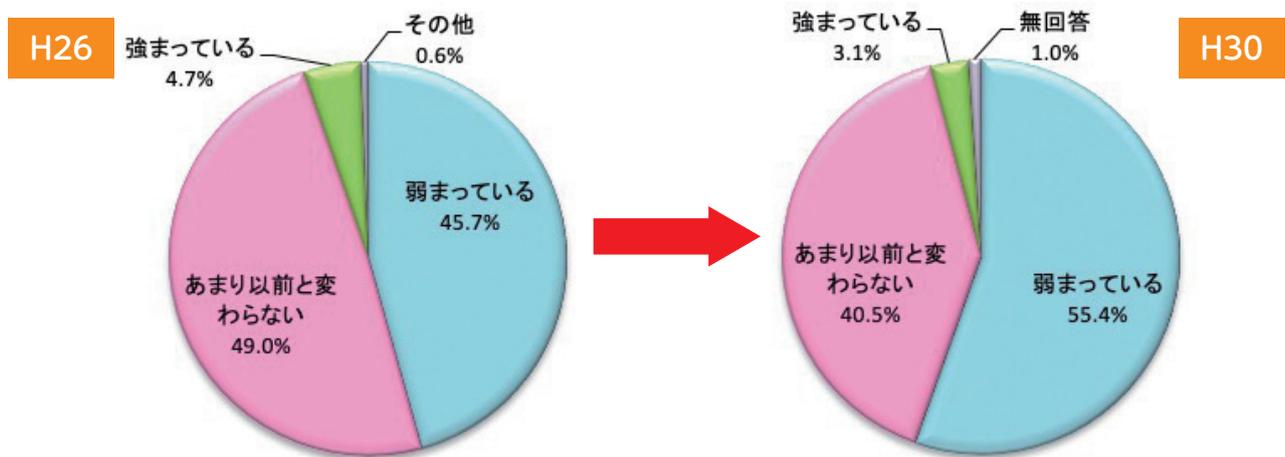
避難行動要支援者個々について、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難支援を行う人や避難支援の方法、避難する場所等について作成する計画であり、主に地域の避難支援関係者が、避難行動要支援者とともに協議をしながら作成するものです。県は、平成26年3月に、「災害時要配慮者の避難支援の手引き」を作成し、この取り組みを通じて日ごろからお互いに顔の見える関係づくりを進めることにより、みんなで支え合う安心安全な地域づくりを目指しています。



(7) 地域の支え合いの力の弱まり

平成30年度の県民世論調査の結果では、平成26年度の調査結果に比べて、「地域の支え合いの力が以前と比べて弱まっている」と感じている人は、9.7ポイント増えて55.4%と半数を超えています。

<地域の支え合いの力>



出典：県民世論調査(平成30年度調査)

(参考：人と人とのつながりの状況※全国調査結果)

世帯タイプ別に会話の状況を見ると、単独世帯において毎日会話をする人の割合が低いことがわかります。その中でも、単独世帯の高齢男性の会話頻度が低く、2週間に1回以下の人の割合が14.8%となっています。また、単独世帯の高齢男性は「日頃のちょっとした手助け」でも「頼れる人がいない」が30.1%と突出しています。

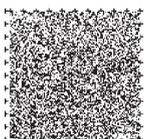
<会話の頻度>

世帯タイプ	合計(人)	会話頻度(%)			
		毎日	2~3日に1回	4~7日に1回	2週間に1回以下
単独(高齢男性)	364	49.5	25.0	10.7	14.8
単独(高齢女性)	717	61.1	26.1	7.4	5.4
単独(非高齢男性)	672	76.0	11.9	3.7	8.3
単独(非高齢女性)	481	84.0	8.7	2.9	4.4

<「日頃のちょっとした手助け」で頼れる人(世帯タイプ別)>

世帯タイプ	合計(人)	いない	頼らない	いる	「いる」と回答した人の頼れる相手(%)※複数回答、抜粋		
					家族・親戚	友人・知人	近所の人
単独(高齢男性)	332	30.1	15.4	54.5	44.8	27.8	16.4
単独(高齢女性)	646	9.1	11.1	79.7	70.4	34.8	29.1
単独(非高齢男性)	649	22.7	19.1	58.2	44.6	42.9	7.0
単独(非高齢女性)	467	10.1	6.6	83.3	62.6	60.6	9.2

出典：2017年社会保障・人口問題基本調査 生活と支え合いに関する調査(国立社会保障・人口問題研究所)



2. 地域福祉への新たな期待

(1) 地域共生社会の実現に向けた基盤づくりと地域力強化の推進

1) 福祉サービスの現状について

公的な福祉サービスの仕組みは、高齢になれば介護サービス、障害があれば障害福祉サービス、子どもや子育て世帯には子育て支援サービスといったように、対象者ごとに、相談窓口やサービスが分かれています。

これにより、属性別や対象者のリスク別の専門的な支援が提供されてきましたが、今日のように、核家族化や単独高齢者が増え続ける社会では、誰にも相談できないまま、地域から孤立して、問題を深刻化させるケースも少なくありません。

また、ひきこもりの人への支援のように支援対象となる当事者本人に直接アプローチができない場合、本人が福祉サービスを拒絶する若しくは福祉サービスにつながったとしても支援内容に適応せず支援機関等が対応できない場合があります。

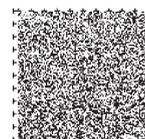
県内自治体が受けた相談内容をみても、こうした制度サービスにつながらない、いわゆる”制度の狭間に陥りやすい状態”にある事例が一定存在しています。具体的には、「高齢の親と生活する引きこもり状態にある子に支援が必要と感じても、支援する制度に該当しなければ見守るしかない」、「医療か福祉かサービスの対象がはっきりしないケースでは担当部署が不明確になりがち」などの現状があります。

2) 子育て世代への支援について

核家族化や地域の支え合いの力が弱まるなか、共働き世帯の多い本県では、子育てに不安や悩みを抱える子育て家庭の孤立の防止、働きながら子育てできる環境づくりに向けた子育て支援サービスの充実、発達障害など支援が必要な子どもを適切な支援につなぐ体制づくりなどが必要です。

そのため、県では身近な地域における子育て世代包括支援センターや地域子育て支援センターの設置、延長保育や病児・病後児保育等の子育て支援サービスの充実、子育て家庭のリスクに応じた適切な対応等に向け、母子保健と児童福祉のネットワークの連携・強化に取り組んでいます。

今後、誰もが希望する時期に安心して結婚、妊娠・出産、子育てすることができる環境づくりを整えるためにも、総合的な施策をさらに推進する必要があります。



3) 地域共生社会の実現に向けて

現在、国が推進している「地域共生社会」とは、地域で課題を抱えている人を孤立させず、公的サービスとともに、身近な地域住民が一体となって助け合いながら、適切な支援につながるためのネットワークが張り巡らされた社会のことであり、以上のような制度分野を超えて、より包括的に課題の解決を図ろうとするものです。

本県では、これまでに小規模多機能支援拠点（既存の福祉制度の枠組みを超えて、子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが1か所で必要なサービスを受けられる拠点「あったかふれあいセンターなど」）の整備を通じて、いわゆる共生型の支援にも取り組んできました。

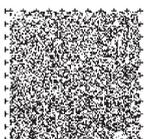
また、福祉の分野では、近年、地域包括ケアシステムや生活困窮者自立支援制度¹⁵など、一人ひとりの抱える様々なニーズに対して、必要な支援を包括的に提供するための施策が推進され、保健・医療・介護・福祉の多職種連携や地域づくりも進んできたところです。

このほか、社会保障制度の基盤となっていた共同体機能の脆弱化と地域社会の担い手不足に対しては、集落活動センターの整備など、福祉の領域を超えた、他の産業や住民自治などのさまざまな地域資源とつながることにより、多様な社会参加と地域の持続の実現に取り組んできたところです。

本県では、こうした取り組みを発展・継続しつつ、市町村の体制整備などを支援しています。

今後の地域共生社会の実現にあたっては、①基盤づくりにおいて、「本人や地域が抱える具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ」を対人支援の両輪として組み合わせしていくこと、②地域力強化では、従前のような、「支える」、「支えられる」という一方向ではなく、「支え合う」関係性を循環させていくことが不可欠です。

本計画の推進にあたっては、地域共生社会の実現に向けた今後の県の役割として、①市町村における包括的な支援体制の構築に向けた取り組みの支援、②市町村圏域を越える広域での人材育成やネットワークづくり、③広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応を位置づけ、専門機関等における支援の強化などを図っていきます。



(2) その他地域福祉にかかる国の主な制度改正への対応

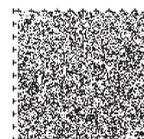
平成30年4月に「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正内容が施行され、障害のある人への就労定着支援サービスの新設や、障害児福祉計画を策定し、障害児へのサービス提供体制の整備について、計画的に取り組むこととされています。

また、令和元年6月に、「認知症施策推進大綱」が閣議決定され、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、認知症への社会の理解を深め、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域を共に創っていくことが必要とされています。

さらに、同年6月に、「児童福祉法」及び「児童虐待防止法」が改正(令和2年4月一部施行予定)され、児童虐待防止対策の強化を図るため児童の権利擁護¹⁵、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化が必要とされています。

¹⁵ 生活困窮者自立支援制度：平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行う制度。

¹⁶ 権利擁護：人間としての権利を保障することで、高齢者や障害者など「弱い立場」にある人々の人権侵害(財産侵害や虐待など)が起きないようにすることや、自己の権利やニーズを表明することが困難な人に代わり援助者が代理として権利やニーズ表明(代弁)を行うこと。



3. 第2期計画に基づく取り組みの主な成果

(1) 第2期計画に基づく取り組みの主な成果

※以下の○は課題、⇒は対策を意味します

1. 地域の実情に応じた 地域福祉の推進

1) 小規模多機能支援拠点の機能強化

	H27時点	R1時点
あったかふれあいセンターの整備 () 内は市町村数	42拠点 (29)	50拠点 (31)

○旧市町村単位では、12市町村に未整備

⇒集落活動センターとのサービス提供の連携促進 (インフォーマルサービス¹⁷拠点の充実)

2) 新しい介護予防・生活支援の仕組みづくり

	H27時点	R1時点
・生活支援コーディネーターの設置	11保険者	全ての保険者
・地域ケア会議の開催 ※実施保険者数	29保険者	全ての保険者
・地域包括支援センター職員研修 ※参加保険者数	11保険者	全ての保険者

○入院から退院、在宅までの切れ目のない支援が必要

⇒医療・介護・福祉のサービス資源をネットワークでつなぐ高知版地域包括ケアシステムの構築

3) 生活困窮者などが安心して暮らせる地域づくり

	H27時点	R1時点
・自立支援計画 (プラン) の策定数	46件	87件
・任意事業の実施主体自治体数	6/12	11/12

○保護率が全国平均より高い傾向、全児童生徒数に占める就学援助率が高い

○子ども家庭総合支援拠点の取り組みが2市町で始まった

⇒地域共生社会の実現に向けた地域力の強化と包括的な相談支援体制の構築

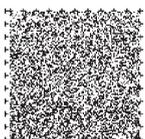
⇒子育て世代包括支援センターの全市町村設置

4) 防災・減災対策と地域福祉活動との一体的な推進

	H27時点	R1時点
・自主防災組織率の向上	92.7%	96.5%
・名簿情報に個別計画を地域主体で策定し、更新していく市町村の体制づくり	—	32市町村

○自主防災組織の組織率100パーセント未達成の市町村:15市町村

⇒市町村単位に自主防災組織連絡協議会を設立、防災士の養成



¹⁷ インフォーマルサービス:近隣や地域社会、ボランティアなどが行う非公式的な援助サービス。フォーマルサービス(国や地方公共団体など公的機関が行う、法律や制度に基づいた福祉・介護サービス)の対義語として使用される。

2. 地域福祉を推進する基盤の確保

5) 中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動

	H27時点	R1時点
集落活動センターの開設数	26箇所	59箇所

- 新たなセンターの立ち上げには、一定の時間を要す
⇒あったかふれあいセンターとの連携促進、福祉・産業・防災等の総合的な取り組み支援

6) 福祉を支える担い手の確保・育成

	H27時点※H26	R1時点
介護職場の離職率低下（離職者数の減）	15.6%	14.6%
福祉人材センターにおける就職者数	176人	361人

- 離職率は低下傾向にあるものの、今後も、介護人材が不足すると推計
⇒ノーリフティングケア¹⁸の普及や高知県福祉・介護事業所認証評価制度による、働きやすい職場環境づくりを推進

7) 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上・尊厳の確保

	H27時点	R1時点
市町村社会福祉協議会による法人後見の受任体制の整備	8市町村社協	14市町村社協

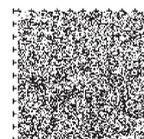
- 成年後見制度の需要が今後さらに増大（介護保険サービスの利用増加など）
⇒後見人確保（市民後見人の養成、法人後見の受任体制の整備）

8) 地域福祉アクションプランの推進

	H27時点	R1時点
地域福祉計画進行管理のための会の開催状況	16市町村	26市町村
地域福祉活動計画進行管理のための会の開催状況	16市町村社協	26市町村社協

- 全ての市町村において地域福祉アクションプランが策定されたものの、PDCAサイクルを通じた進捗管理が十分とは言えない
⇒新設される高知県地域福祉活動支援計画推進プロジェクト会議などの活用

¹⁸ ノーリフティングケア:介護する側・される側双方において安全で安心な、持ち上げない・抱え上げない・引きずらないケア。



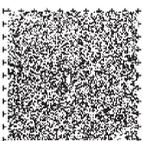
(2) 取り組みの成果を踏まえた第3期計画のバージョンアップ

第2期計画において、本県が抱える様々な課題の解決に向けた対策を講じてきた結果、あつたかふれあいセンターの整備や生活支援コーディネーター¹⁹の設置などによる地域の支え合いの仕組みづくりが進むなど、一定の成果が現れてきています。

以上のように、制度が行き届きにくい地域への対応は一定進捗してきましたが、今後も高齢者のみの世帯や認知症高齢者は増加する見込みです。また、地域の支え合いの弱まりにはいまだ課題が残っています。

制度サービスについては、各制度の取り組みが充実し連携体制が構築されるなど専門力は向上してきましたが、ひきこもりの人への支援のように既存の制度では対応が難しい事例が存在しています。

第3期計画では、以上のような現計画の取り組み結果を踏まえた各項目のバージョンアップと対策の見直しなどを行い、第2期計画の8項目に認知症対策、高知版ネウボラの推進を追加して、10項目により地域福祉を推進します。



¹⁹ 生活支援コーディネーター:介護保険制度において、高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。